

一八世紀末ティロールにおける地域と国家

——一七九〇年の領邦議會を中心に——

佐久間 大介

【要約】 国家統合が本格化した一八世紀後半のハプスブルク帝国では、領邦を基盤とした地域主義、すなわち「愛邦主義」が出現する。本稿では、ドイツ語系住民が多数を占めながらも少数派としてイタリア語系住民が存在していたティロール伯領をとりあげ、この「愛邦主義」について考察した。ティロールの「愛邦主義」は、中央集権化を推進する国家官僚機構や、イタリア語系住民が居住するヴェルシュ地域、そして宗教・教育への国家介入などを「他者」とする中で形成される。ただし、「愛邦主義」の根拠となつたのは「民族」ではなく、領邦と君主との契約の総体である「国法」であつた。ヴェルシュ地域との関係は、ワイン利害に代表される具体的な利害関係に規定されており、ヴェルシュ地域が国制から排除されたのも、「国法」に基づく地域的自治の伝統が根拠とされている。また、「ドイツ」やハプスブルク帝国とのつながりは否定される一方、「国法」を保証する存在としてのハプスブルク君主には忠実であることが強調された。このティロールの事例が示すように、ハプスブルク帝国の国家統合においては、「国法」を論拠とした各領邦の自立性の主張が常に問題となつていた。

史料 八五巻三号 二〇〇二年五月

はじめに

近年のヨーロッパにおいては、ヨーロッパ統合と地域分化という逆方向の過程が同時に進行し、地域主義の伝統が注目されている。「国民国家」とは異なる政治的統合体であつたハプスブルク帝国が注目されているのも、こうした事態の進

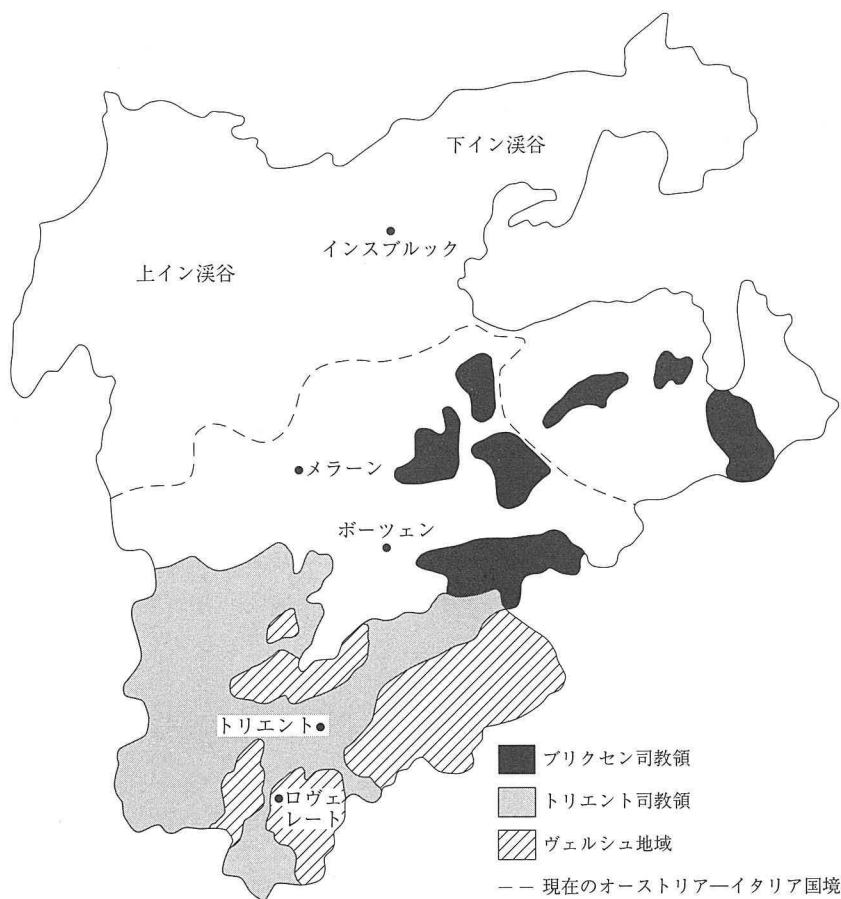
展と無縁ではない^①。君主を同じくする諸領邦の複合体であったハプスブルク帝国では、一八世紀後半のマリア・テレージアとヨーゼフ二世の時代に国家統合が進展すると、これに対抗する形で、領邦を基盤とした地域主義、すなわち「愛邦主義」が形成される。従来の研究は、この「愛邦主義」について二通りの評価を下してきた。第一に、中央集権的な統一国家の建設を「近代化」として捉えた場合、「愛邦主義」は「近代化」に対する「反動」としてしか評価されない。第二に、「愛邦主義」は、一九世紀以降の民族運動の萌芽的形態であると説明される^③。

これに対し、君主と領邦との間で結ばれた契約の総体である「国法」が、ハプスブルク帝国の国家と地域の関係を規定していたことを指摘したのが大津留氏である。大津留氏は、一八世紀のハプスブルク帝国では、中央集権化に抵抗する各領邦の諸身分 *Stände* が、「国法」に依拠することで領邦の自立性を擁護しようとし、君主の側でもこれを無視して国家統合を進めることが不可能であったと主張する^④。この見解は、中央集権的な統一国家や「民族主義」の成長を前提として「愛邦主義」を評価してきた従来の研究に、見直しを迫るものだと言えよう。

ただし、この議論は、当時の領邦諸身分の主張については詳しく分析していないために、あくまでも試論の段階にとどまっている。また、大津留氏がとりあげたのは、ハンガリーやボヘミアといった領邦であるが、「愛邦主義」の根拠が「民族」ではなく「国法」であったとするならば、ドイツ語系住民が多数派を占めていた領邦についても分析の必要がある。さらに、「国法」に基づく地域主義と「民族」原理が「微妙に重なりながらズレていた」^⑤ことを指摘しているが、領邦において少数派となっていた言語集団、ないしは「民族」についてはほとんど触れられていない。

そこで本稿では、ドイツ語系住民が多数派である一方、少数派としてイタリア語系住民も存在していたティロール伯領をとりあげる。当時のティロールは、①ブレンナー峠以北の北部地域、②ブレンナー峠からサルーン溪谷までの中部地域、③サルーン溪谷以南のヴェルシュ地域の三地域に区分されるが、①と②の地域にはドイツ語系住民が、③の地域にはイタリア語系住民が居住していた^⑦。このティロールにおける「愛邦主義」を見ることで、ハプスブルク帝国における地域主義

地図 1790年におけるティロール



(Levy, M.J., *Governance & grievance: Habsburg policy and Italian Tyrol in the eighteenth Century*, Indiana, 1988, p. 9. を改変)

を「民族」と短絡的に結びつける視点を再検証することが可能になろう。

しかし、従来のティロール史研究においては、「ハプスブルク家とカトリックに忠実なティロール」というイメージと、「ドイツ」的な文化や伝統を強調する「ティロール神話」に基づいた見解が主流となってきた。これは、ナポレオン体制に対する抵抗運動の歴史が、ハプスブルク帝国とカトリック信仰を守るための、そしてフランス支配に対する「ドイツ民族」の闘いとして記憶されている

ことに一因がある。また、第一次大戦後のハプスブルク帝国崩壊時に、ドイツ語系住民が多数派を占める中部地域（ドイツ語で南ティロール *Südtirol*）をも含むブレunner 峠以南のティロールがイタリアへ編入されたことから起こったいわゆる「南ティロール問題」は、当時のティロールの歴史家にも大きな影響を与えた。彼らの中には、ドイツへの編入を目指すアンシュルス運動に関与していた者も少なくない。そのため、ティロールの歴史研究は、ドイツ語系住民の政治的主張を根拠付けるため、「ドイツ」的要素を「発見」し、さらに「ティロールの一体性」も主張することになったのである。^⑧

この結果、一八世紀の国家統合に対する抵抗の動きは、これまでほとんど無視されてきた。これに対し、ティロール・アイデンティティについて研究してきたコールは、一八世紀末にドイツ語系住民の間で地域的アイデンティティが成長したとする。そして、その核となったのは、①反「啓蒙主義」とカトリックの擁護、②ドイツやハプスブルク帝国との一体感であったと考えた。^⑩だがここでは、ティロールの自立性の主張が、「国法」に基づくものであったことは軽視されている。また、ハプスブルク帝国の中央集権化に対する反発がハプスブルク帝国への忠誠へと変化した契機を、対仏戦争だけで説明する。

そこで筆者が注目したいのは、一七九〇年に開催された領邦議会である。この議会は、ティロールのほぼ全域から多くの諸身分が参加しており、当時の彼らの主張を知るうえで重要な材料を提供している。とはいえ、一八世紀末における地域主義の成長に注目しない研究においては、この一七九〇年議会の意義が軽視されてきた。当該時期のティロールについて最も詳しく述べているエッガーとライナルターの研究は、一七九〇年議会について、それぞれの議会出席者が利己的な要求を行ったとするとどまる。^⑪

しかし、地域主義の成長を問題とすれば、上のような過小評価は修正される。先述のコールは、一七九〇年議会を、ティロールの枠組みと性質についての議論が行われた場と位置づける。^⑫また、当該時期の概説を著したミュールベルガーは、この議会でハプスブルク君主とティロール諸身分との妥協が成立し、その後のナポレオン体制に対する抵抗基盤が確立さ

れたと指摘する。この指摘は、先に述べたコールの問題点、すなわち中央集権化に抵抗していたティロールが、いかにしてハプスブルク帝国との一体感を強調するようになったのかという点を説明するうえで注目される。ただし、ミュールベルガーは、「ティロール神話」の問題性自体は認識していない。^⑬さらに、コールとミュールベルガーの共通の難点は、その主張が一次史料の分析によるものではなく、議会についての記述がエッガーとライナルターに完全に依拠していることである。

一七九〇年議會は、ドイツ語系住民とイタリア語系住民との関係のうえでも重要である。これまでほとんどとりあげられることのなかったイタリア語系住民に注目したリーヴィは、君主がこの議会で伝統的制度を認めることでドイツ語系住民と妥協しつつも、彼らを牽制するためにイタリア語系住民と共同したことを明らかにした。^⑭これは、ティロールの「ドイツ」的要素や「一体性」を強調する従来の見方に囚われていない点で評価できる。ただし、ヴェルシュ地域を一体のものとし、他の地域との関係を「民族」対立として捉えている点には疑問が残る。^⑮

以上の研究史をふまえたうえで、本稿では、一七九〇年議會の分析を通じて、一八世紀末におけるティロール「愛邦主義」の実態を明らかにしたい。その際には、「ティロール神話」の再検討を念頭におきつつ、国制やハプスブルク君主に対する諸身分の意識を説明すること、そして、ヴェルシュ地域の動向を考慮することが必要となる。そこで第一章では、一八世紀後半のティロール国制を問題とし、これを、テレージア・ヨーゼフ改革の内容と一七九〇年議會の構成や経過を見ることで検討する。次に第二章では、ヴェルシュ地域に焦点を合わせ、他地域との関係や、ティロールにおけるヴェルシュ地域の位置づけを明らかにする。最後に第三章では、議会主流派の主張に注目し、ティロール「愛邦主義」の核となったものと、ハプスブルク帝国や君主に対する意識を考察したい。

⑬ こうした状況やハプスブルク帝国に対する評価の変遷については、

佐藤勝則「統合ヨーロッパの源流 ハプスブルク帝国」渡辺尚編著

【ヨーロッパの発見——地域史の中の国境と市場——】有斐閣、二〇〇〇年。

- ② 代表的なものとしては、丹後杏一『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版、一九九七年。
- ③ 稲野強「ハプスブルク家支配の確立」南塚信吾編『新版世界各国史一九 ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社、一九九九年、一五二—一七五頁。
- ④ 大津留厚「近代国家と国法的抵抗——ヨーゼフ二世の改革とハンガリー——」『歴史評論』五〇四、一九九二年。同「ハプスブルクの国家・地域・民族——プラグマティシエ・ザンクツイオン再考——」『歴史評論』五九九、二〇〇〇年。
- ⑤ 大津留「ハプスブルクの国家・地域・民族」一二頁。
- ⑥ 地域区分については地図を参照。①の地域は、現在、オーストリア領ティロールとなっている部分である。中心都市はインスブルックで、領邦議会もここで開かれた。②の地域は、現在イタリア領となっている地域の北半分に相当し、ドイツ語では南ティロール *Südtirol* と呼ばれている。③の地域は、当時の史料では *Welsche Konfinen* とあらわされている。以上の三地域以外には、当時はまだティロールに編入されていないトリエント司教領とブリクセン司教領がある。
- ⑦ 当時のティロールの人口は約四三万であるが、民族や言語に基づいた調査は行われていないので、ドイツ語系住民とイタリア語系住民の比率を示すことは難しい。だが、上記①、②の地域の住民全てをドイツ語系、そして③の地域の住民全てをイタリア語系であるとすれば、ドイツ語系は全体の八六%、イタリア語系は一四%ということになる。ただし、これ以外に、トリエント司教領に約一四万六千人、ブリクセン司教領に約二万六千人の住民がおり、特にトリエント司教領の住民は、ほとんどがイタリア語系である。Reinalter, H., *Aufklärung. Absolutismus-Reaktion. Die Geschichte Tirols in der 2. Hälfte des 18. Jahrhunderts*, Wien, 1974 (以下 *Aufklärung*) S. 42-52; Levy, M.J., *Governance & Grievance: Habsburg policy and Italian Tyrol in the eighteenth Century*, Indiana, 1988, p. 17.
- ⑧ Cole, L., "Province and patriotism: German cultural identity in Tyrol in the years 1850-1914", *Österreichische Zeitschrift für Geschichtswissenschaften* 6, 1995, id., *Für Gott, Kaiser und Vaterland. Nationale Identität der deutschsprachigen Bevölkerung Tirols 1860-1914*, Frankfurt-New York, 2000.
- ⑨ Id., "Fern von Europa? The peculiarities of Tirolian historiography", *Zeitsgeschichte* 23, 1996.
- ⑩ Id., "Nation, anti-Enlightenment, and religious Revival in Austria: Tyrol in the 1790s", *The Historical Journal* 43-2, 2000 (以下 "Tyrol in the 1790s").
- ⑪ 本稿でも、事実関係については、エッガーやライナルターに依拠している。しかし、エッガーの研究は、概説的な記述にとどまり、地域主義の成長については触れない。一七九〇年議会についても、議決方法や参加資格が定まっていなかったことと、党派対立が激しかったことを理由に、重要な決定ができなかったとするのみである。また、ライナルターの研究目的は、ハプスブルク帝国の「近代化」への歩みを明らかにすることであるため、これに対する諸身分の抵抗は「反動」としてしか理解されない。そのため、一七九〇年議会における諸身分の主張は、個別利害に基づいてまとまりを欠いたものとして捉えられ、*Erger, J., Geschichte Tirols*, Bd. 3, Innsbruck, 1880, S. 1-387; Reinalter, *Aufklärung*, S. 103-125.
- ⑫ Cole, "Tyrol in the 1790s", p. 480f.
- ⑬ ニューヘルガーは「社会・経済的状况にまで目を配ったバランス

の取れた記述を行うが、「ティロール神話」を前提としてきた先行研究に対する批判は見られない。Mühlberger, G., "Absolutismus und Freiheitskämpfe (1665-1814)", in: Fontana, J., (Hg.), *Geschichte des Landes Tyrol*, Bd. 2, Bozen, 1986.

⑭ Levy, *op. cit.*

⑮ 一方、集権化に対するティロール諸身分の抵抗をドイツ・ナシヨナ

リズムの出発点とみなすコールは、リーヴィの見解のこうした問題点を指摘せず、むしろ自説の強化に利用する。すなわち、イタリア語系住民との「民族」対立により、ドイツ語系住民の「ドイツ」意識が高まったのである。リーヴィは、ティロール諸身分の要求を従来の地域的自治の伝統に基づくものであると捉えているが、コールはこの点を完全に無視している。Cole, "Tyrol in the 1790s", p. 480f.

一 一八世紀後半におけるティロールのラントシャフト

一七四〇年にハプスブルク家領を相続したマリア・テレージアは、ティロール伯位の継承の際に歴代君主が行ってきた世襲忠誠誓約を行わなかった。これは、次のヨーゼフ二世も同様である。世襲忠誠誓約は、君主が領邦の自由・特権・法を守ることを誓約し、諸身分が君主への忠誠を誓うものである。したがって、これを行わないということは、ティロールの「国法」的地位の確認を拒むことを意味する。^①この事例に象徴されるように、マリア・テレージアとヨーゼフの統治下では、ティロールの自立性が失われ、諸身分の影響力も削減される。これに対する諸身分の不満は、一七九〇年二月二〇日のヨーゼフ二世の死去直前までには、反乱勃発寸前の状態にまで高まる。一七九〇年議會は、こうした諸身分の反発を鎮めるべく、ヨーゼフの後を継いだレオポルト二世が召集したものであった。^②以下では、この議會の構成や経過を見ることを中心に、一八世紀後半のティロール国制について検討していこう。^③

テレージア改革以前、ティロールの地域的自治の基盤となっていたのは、領邦議會とその下部機関である大・小委員会や稅務協議會、そして諸身分活動委員會であった。^④これらの機関に参加する資格を持つ身分集團は、ラントシャフトと呼ばれ、ティロールの場合、聖職者、貴族、都市民、農民の四身分から構成される。領邦議會には、高位聖職者と貴族だけでなく、農民は裁判区 *Gericht* 単位、都市民は都市共同体単位で参加していた。また、トリエント司教領とブリクセン

司教領（以下、両者にまとめて言及する際には、両司教領と略記）も、ティロールのラントシャフトに参加する。両司教領は、神聖ローマ帝国に属する聖界領であると同時に、数々の条約によってティロールとは同盟関係にあった。このため、両司教は、大使を領邦議会や大・小委員会に派遣していたのである。

以上のようにして構成されたラントシャフトは、領邦統治における諸身分の影響力の源泉となっていた。領邦議会は、課税などの君主からの要求を審議し、君主への請願を決定する。また、ティロールの防衛制度を確立した一五一年のラント小書 *Landtlibell* は、防衛行動の程度と範囲について、領邦議会の承認を得るべきことが定められている。

しかし、一六世紀以降、領邦議会への関心は後退する^⑤。実際、開催頻度も減少しており、一七九〇年の領邦議会は、一七二〇年以来、七〇年ぶりに開催されたものであった^⑥。一七二〇年議会は、出席者も少ない。この議会には、聖職者二二名、貴族約六〇〇名と、一〇の都市共同体、八四の裁判区が召集された。だが実際に出席したのは、聖職者六名、貴族一名と、各一〇の都市と裁判区の代表のみであった^⑦。

一方、領邦議会の下部機関は、その重要性が高まる。大・小委員会や税務協議会は領邦議会の代替的機能を果たし、諸身分活動委員会は日常の行政を担当した。これらの機関は、その参加人数が極めて限られていたが、四身分がほぼ同等の代表権を保持していたし、諸身分の代表が領邦統治に関与するという原則も変わらない^⑧。

だが、マリア・テレージアとヨーゼフ二世の統治期には、状況が一変する。国家官僚機構を導入し、これに領邦の統治業務を担わせたこと。諸身分の課税承認権を空洞化したこと。一般徴兵制を導入したこと。宗教・教育への国家統制を強め、司教権力にも制限を加えたこと^⑨。これら一連の変革は、ティロールに大きな影響を与え、君主に苦情を直接訴える必要性を認識させた。この結果、マリア・テレージア統治期の一七六二年には、メラーン周辺で改革に対する騒乱が起こっている。そして、騒乱を起こした住民は、集会を開き、苦情を訴えるための代表者を直接ヴィーンに派遣することを決定する。ただし、この騒乱はティロール全土に拡がりを見せることはなく、まもなく収束した^⑩。

これに対し、一七九〇年議会には、ティロールのほぼ全域から諸身分が参加しており、その数も、一時は五八〇名にも
のほった。^⑮ 都市民や農民の関心も高く、議会に代表を派遣していないのは、二つの裁判区だけである。ティロール諸身分
が、共同体の代表を領邦議会に派遣して請願を君主に提出しようとしたことは、共同体原理や、ラントシャフトに対する
期待の高まりを意味する。では、この議会の経過と運営方法からは、ティロールのラントシャフトについて、どのような
ことがわかるのであろうか。

一七九〇年議会は、七月二日の開会から八月一日の一時休会までの第一期と、八月二四日の再召集から九月一日
の閉会までの第二期に区分される。

第一期には、まず、議会の手続きや登録簿（議会出席権保持者リスト）に関する議論が行われた。その際に最も問題とな
ったのが、登録簿への登録資格をめぐる問題である。この問題に関する対立は、登録簿委員会を作ることだったん棚上
げされた。^⑯

二八日からは、レオポルトによって宮廷代理人 Hofkommissar に任命されたエンツエンベルク^⑰が出席し、君主の代理
として諸身分の請願の受け付けを開始した。これは、約二〇日間にわたって続けられる。^⑱ 第一期の最後に、請願を整理し、
とりまとめる実務委員会の委員が任命された。この実務委員会は、五つ設けられ、それぞれ司法、国制、宗教、領邦防衛、
教育の分野を取り扱うこととされた。^⑲

第二期では、登録簿委員会と、請願をとりまとめた実務委員会による報告が行われた。また、請願を君主に提出するた
めにヴィーンへ派遣する代表団と、大・小委員会のメンバーが選出された。^⑳

以上の過程をたどった一七九〇年議会においては、旧来の国制への回帰を見ることができ、請願の提出は、都市民は
都市共同体単位で、農民は裁判区単位で行った。また、議会で各種の委員会や代表が選出される際には、四身分からほぼ
同数の代表が選出された。^㉑

この議会では、改革以前の国制において重要な役割を果たしていたランデスハウプトマン（ラント長官）とフィアテルの意義も見直される。

領邦の行政・司法の最高責任者であるランデスハウプトマンは、本来は君主の信任者であると同時に諸身分の受託者でもあるという二重の立場を持っていた。ただし、任命権は君主にあったものの、ティロール貴族から選出することが慣例であったために、次第に諸身分の代表者としての性格が強まった。ところが、マリア・テレージア期に、グーベルニウム（地方行政庁）が設置され、これが領邦の行財政を統括するようになると、こうしたランデスハウプトマンの性格は失われる。中央の管理庁に下属するグーベルニウムは、その長官も君主が任命する国家官僚であった。一七七四年、グーベルニウム長官職とランデスハウプトマン職が統合されると、当時のグーベルニウム長官は、ティロール出身者ではなかったために、ランデスハウプトマンをティロール貴族から選出するという原則が崩れる^⑩。

これに反発したティロール諸身分は、一七九〇年議会で、ランデスハウプトマン職とグーベルニウム長官職の分離を強硬に主張する。この要求は、議会の会期中に宮廷代理人が派遣した密使によって、レオポルトに伝えられた。これに対し、レオポルトは、諸身分の要求に応じ、新しいランデスハウプトマンの選出をティロール諸身分の手に委ねることを決定する^⑪。この結果、議会第一期の請願提出後、新しいランデスハウプトマンの選出が行われた^⑫。

次に、フィアテルであるが、これはティロールにおいて、課税や徴兵の単位となっていた行政区画である。しかし、マリア・テレージアは、このフィアテルにかわる行政区画として、クライス（郡）を導入し、その一つずつにクライスアムト（郡庁）を設置する。クライスアムトは、グーベルニウムの管轄下に属し、地方行政の末端を担った。このクライス制度により、ハプスブルク帝国の国家行政機構の中では、フィアテルの意味が失われる^⑬。

ところが、一七九〇年議会においては、クライスはまったく史料にあらわれない。一方、フィアテルは、大・小委員会に農民身分が代表を選出する単位となった^⑭。また、ある裁判区や人物が、フィアテルの代表として請願を提出したり、意

見を述べたりする例も存在した。^{②)}

以上のように、一七九〇年議會は、中央による国家統合の論理と対立するラントシャフトの原理に基づいて運営され、君主の側でもこれがある程度認めていた。ただし、議事進行の過程には、ラントシャフトの中身をめぐり、様々な矛盾や対立もあらわれる。具体的には、四身分間の関係や、両司教領の位置づけが問題となった。

登録簿をめぐる議論の際、貴族で、シュタイン・ウンター・レーヴェンベルク裁判区の代表でもあるマラノッティは、「貴族が貴族であるというだけで登録されるのと同様、都市や裁判区の登録もその自由裁量に委ねてもよいはずである」と提案した。これに対し、タンネンベルクという貴族は、「貴族は既に一二三四年に登録されているが、都市と裁判区がはじめて登録されたのは一三六一年のことである。したがって、都市と裁判区の加入の際には、貴族が票を行使してきたはずである」と反論した。^{③)}都市や裁判区のラントシャフトへの参加を自明のものとするマラノッティに対し、タンネンベルクは、「ティロールのラントシャフト」における貴族の優位を主張したと言えよう。

ヴィーンへの代表団選出の際にも、身分間対立が生じる。宮廷代理人が、四身分から各二名の代表を選出するよう指示したのに対し、ゾンネンブルク裁判区代表は、全フィアテルから各一名の代表者を送りたいと、農民身分の名において要請した。これによれば、農民身分の代表者数が他の身分よりも多くなる。また、都市ボーツェンの代表は、身分ごとの選挙を主張した。これは、全体で選挙を行えば、都市民身分の意向が反映しにくくなるためであろう。宮廷代理人は、これらの要求を却下したが、四身分の平等は制度の原則であるとも宣言する。しかしながら、この宣言には、司教権力の優位を主張するブリクセン司教が抗議した。^{④)}

それでは、「ティロールのラントシャフト」と両司教領との関係はどうなっていたのであろうか。この点で重要なのは、両司教が、あくまでも司教領内における領邦権力の占有を主張しつづけてきたことである。例えば、一七二〇年の領邦議會では、帝国諸身分としての立場を主張する。^{⑤)}その翌年には、ブリクセン司教が、領邦権力の確認を求め、ヴィーンの皇

帝代理委員会に提訴している。^{②③}

しかし、テレージア・ヨーゼフ期に入ると、司教権力は制限されていく。特にヨーゼフは、司教の指示が効力を持つには領邦君主の認可が必要であると定めることで、教権を国家権力に従属させる。^{②④} また、ティロールと同様、両司教領内においても徴兵が実施された。^{②⑤}

教権の制限と並行して、両司教領のティロールへの統合も進展する。これは、特にトリエント司教領において顕著であった。一七七七年にマリア・テレージアとトリエント司教との間で結ばれた条約では、トリエント司教領とティロールを同一の関税圏に統合することが定められた。また、ヨーゼフ統治期には、トリエント司教が、年金と引き換えに領邦権力を譲渡することをヨーゼフに打診している。^{②⑥}

だが、こうして司教権力が制限され、その領土のティロールへの統合が進められたにもかかわらず、一七九〇年議會では、「ティロールのラントシャフト」における両司教領の特殊な位置づけは変わっていない。

例えば、両司教領の請願は、従来どおりに司教が派遣した大使によって提出された。^{②⑦} 両司教領内の都市や裁判区で議會に代表を派遣したのは、都市トリエントのみである。^{②⑧} つまり、両司教領内の都市民や農民のラントシャフトへの参加は、司教を通じての間接的なものであった。

また、司教の臣下である貴族は、ティロール貴族として登録簿に記載されていたが、トリエント司教はこれに抗議する。自分の臣下であるにもかかわらずティロール貴族として登録されている者とは同席できないと言うのである。また、ブリクセン司教は、同席を認めつつも、それは「特別な慈悲」に基づくものであることを強調している。^{②⑨}

「ティロールのラントシャフト」における両司教領の特別な立場は、請願の提出方法にも見ることができる。トリエント司教大使は、請願提出の際、この請願は、既に君主に直接提出されていると述べた。^{②⑩} つまり、トリエント司教は、領邦議會を介さずに君主と直接交渉する回路を持っていたのである。また、ブリクセン司教の請願は、①司教として、②同盟

関係にある諸侯として、③ラントシャフトとしての三つに分けられていた^②。この区分は、司教大使自身が行ったものではなく、史料を記録した議会出席者によるものである可能性もある。とはいえ、ブリクセン司教が、司教、ティロールと同盟関係にある聖界領の君主、ティロールのラントシャフトの一員という三つの立場を持つことが、司教自身、もしくは議会出席者によって認識されていたことは確認できよう。

本章で述べてきたことをまとめておく。

ティロールにおいては、君主とラントシャフトによって構成される二元主義的構造が成立していた。しかし、マリア・テレージアとヨーゼフ二世は、ティロールを、君主とラントシャフトからなる国家から君主と臣民からなる国家へと作り変えようとする。これに対する反発が高まる中で開催されたのが、一七九〇年の領邦議会であった。

一七九〇年議会においては、その参加人数の多さに、ラントシャフトに対する期待の高まりを見ることができると。また、この議会は、共同体原理に基づき、従来の慣習に従って運営されている。ただし、議事進行の過程においては、ラントシャフトにおける四身分の関係と両司教領の位置づけについて、捉え方の違いや対立があらわれた。

こうして「ティロールのラントシャフト」が脚光を浴びた一七九〇年議会においては、四身分の関係や両司教領の位置づけ以上の問題が出現している。それは、これまで国制から排除されてきたヴェルシュ地域を、どのように位置付けるのかということであった。そこで、この問題については、章を改めて検討する。

① Reinalter, *Aufklärung*, S. 38f.

② 領邦議会の召集までの経過や、議会開始までのティロール諸身分とレオポルトの動きについては、以下を参照。Ebd., S. 96-103; Levy, *op. cit.*, pp. 64-80.

③ 本稿で用いた一七九〇年議会の史料は、主に次の四つである

① *Der tirolische Landtag 1790* (以下 TL).

② Goldegg, H. R. (Hg.), *Journal des offenen Tiroler Landtages zu Innsbruck 1790*, Bozen, 1861 (以下 *Journal*).

③ FB 1239/II, "Beylagen und Urkunden zum Tagebuch des offenen Landtages vom J. 1790" (以下 FB 1239/II).

④ Reinalter, *Aufklärung*, S. 259-328.

①は、インスブルックにある州立博物館フェルディナンドゥムの図書室 Ferdinandums-bibliothek (以下 FB) 所蔵の FB 2695, "Tagebuch des öffentlichen Landtags in Tyrol vom Jahre 1790 entworfen von Benedikt v. Sardagna" と同一のものであることを筆者が確認した。FB2695 は、一七九〇年議会に出席したサルダグナが、議会の経過や請願について記録したものである。サルダグナは、貴族で、一七九〇年の時点においては、下イン渓谷クライスの書記を務めていた。②は、匿名の編者によって、一八六一年にボーツェンで出版されたものである。現在では、その編者は、議会出席者のフランツ・フォン・ゴルデックの孫であるとされている。編者の序文によると、②は、「当時の議会出席者の私的なメモで、ティロールのある家門の文書室から発見された」ものである。しかし実際には、上記の①を縮約したものである。ただし、①にはあらわれない表現がいくつか見られたり、①に欠けている部分が補われたりしている箇所もある。よって本稿では、②を補助的に用いる。③は、都市ボーツェンの代表として議会に出席したディバウリという人物が記録したもので、①と同じくFBに所蔵されている。この史料には、主な議会出席者の発言が記録されている。しかし、本稿では、これをごく一部しか参照することができなかった。④は、既に言及したライナルターの研究書に付録としてつけられた史料集で、十八世紀末のティロール史に関するいくつかの史料が収められている。

④ ティロールの国制に関しては、以下を参照。P・ブリックレ（服部良久訳）『ドイツの臣民』シネルヴァ書房、一九九〇年、七一―八二頁；Köhler, W., *Land, Landschaft, Landtag: Geschichte der Tiroler Landtage von den Anfängen bis zur Aufhebung der landständischen*

Verfassung 1808, Innsbruck, 1985.

⑤ ブリックレ、前掲書、七四頁。

⑥ Stolz, O., *Geschichte des Landes Tyrol*, Bd. 1, Innsbruck-Wien-München, 1955, S. 179.

⑦ Riedmann, J., *Geschichte Tirols*, 2. Aufl., Wien, 1988, S. 144.

⑧ Köhler, a.a.O., S. 514-527.

⑨ これらの改革については、以下を参照。Reinalter, *Aufklärung*, S. 38-42; Stolz, a.a.O., S. 563-571.

⑩ Reinalter, *Aufklärung*, S. 78-82.

⑪ エッガーは、一七九〇年議会の出席者数が、それ以前と比べて突出していると指摘した。ただし、議会の出席者数は一定しておらず、請願を提出すると議会から去ってしまう者も多かった。このため、終盤には、出席者数が約一〇〇人にまで減少した。Egger, a.a.O., S. 134f. ⑫ 裁判区ナウダースと裁判区セゴンツァンは、請願の場に現れなかった。TL, S. 544, 584.

⑬ TL, S. 1-47.

⑭ エンツェンベルク家は、ティロールの大貴族の家柄である。中央とのつながりも強く、エンツェンベルクの父は、初代のグーベルニウム長官を務めていた。エンツェンベルク自身も、ハプスブルク帝国各地で国家官僚として勤務してきた。彼が宮廷代理人に任命されるまでの経緯については、Reinalter, *Aufklärung*, S. 97-101.

⑮ TL, S. 62-609.

⑯ 委員の選出は、議会出席者の多数決によってなされた。だが、その任命と、それぞれの委員がどの委員会に所属するかについての決定は、宮廷代理人によって行われていた。TL, S. 568-570, 625-627.

⑰ TL, S. 630ff.

- ⑮ 例えば、ヴィーンへ派遣する代表团には四身分から各一名の代表が任命された。TL, S. 682f. また、小委員会には、四身分から各五名が選出された。大委員会には、聖職者身分から八名、残りの身分から各一名が選出され、これに、両司教の大使各一名、両司教座聖堂参事会から各一名の計四名が加えられている。TL, S. 722-726; Egger, a.a.O., S. 149f. 登録簿委員会、請願をとりまとめる実務委員会の身分構成は、称号から推測するしかない部分もあるし、必ずしも四身分が同数であったわけではない。しかし、すべての身分の代表が含まれていたことは確かである。TL, S. 44, 568-570.
- ⑯ Köfler, a.a.O., S. 489-513.
- ⑰ Reinalter, *Aufklärung*, S. 119f.
- ⑱ Egger, a.a.O., S. 142-144.
- ⑲ Reinalter, *Aufklärung*, S. 40-42; Levy, *op. cit.*, p. 17.
- ⑳ TL, S. 724f.
- ㉑ 例えば、アイザックフィアテルの請願は、ミラーという人物によつ

二 ヴェルシュ地域をめぐる諸問題

ヴェルシュ地域がティロールへと編入されたのは、一五〇九年と比較的遅かった。このため、都市や裁判区で、領邦議会における議席と投票権を獲得したのは少数であり、さらに、議会の下部機関にはまったく参加出来なかった。^①ところが、一七九〇年議会には、ヴェルシュ地域も無視できない勢力として出現する。レオポルト二世は、ティロール主流派に対する牽制勢力として、これまで出席が認められていなかったヴェルシュ地域の都市と裁判区をも召集したのである。^②それは、ヴェルシュ地域が議会で行った要求と、この要求に対する他の地域の対応はどのようなものだったのか。

請願提出に先立ち、ヴェルシュ地域は、「請願をヴェルシュ語（イタリア語）によって行うか、通訳を用いること」を要

- て、上イン溪谷フィアテルの請願は、裁判区イムスト代表によって行われた。TL, S. 276, 322f.
- ② TL, S. 42f.
- ③ TL, S. 654-660; Egger, a.a.O., S. 145.
- ④ Riedmann, a.a.O., S. 153.
- ⑤ 神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』創文社、一九九四年、二八六—二八七頁。
- ⑥ Reinalter, *Aufklärung*, S. 90.
- ⑦ Mühlberger, a.a.O., S. 389.
- ⑧ Riedmann, a.a.O., S. 153f.
- ⑨ TL, S. 77, 83.
- ⑩ TL, S. 28.
- ⑪ TL, S. 9f.
- ⑫ TL, S. 77.
- ⑬ TL, S. 83.

請した（括弧内は筆者。以下の引用文中の括弧も同様）。しかし、イタリア語の使用は認められなかった。また、通訳の使用は許可されたが、その通訳は議会参加者の中から選ばねばならないという条件がつけられた。^③

この事例は、一七九〇年議会において、ヴェルシュ地域と他地域との「民族」対立があったことを示しているように見える。しかし、議会では、実際に「民族」が問題とされたのであろうか。この点を検討するために、まず、ヴェルシュ地域の議席と投票権に関する議論を見てみよう。

ヴェルシュ地域では、七つの裁判区が登録簿に記載されており、都市ロヴェレートと裁判区ロヴェレートも、共同で一つの議席と投票権を保有していた。^④したがって、ヴェルシュ地域全体が政治参加権を制限されていたかのように描くリーヴィの見解を、そのまま受け入れることはできない。だが、七つの都市と裁判区が登録されていなかったことや、大・小委員会にヴェルシュ地域の代表が含まれていなかったことが、この議会で問題となったことも事実である。

請願の提出に先立って行われた登録簿に関する審議の際に、都市と伯領アルコは、「登録簿に登録されるか、もしくは、ティロールから分離した伯領としてみなされたい」と主張した。^⑦また、裁判区ロヴェレートは、都市ロヴェレートとは別個の議席と投票権を要求する。その理由としては、ティロールを構成する他の部分と同様、君主によって領邦議会に正式に召集されたことをあげている。同様の主張は、召集されたが登録されていない他の都市や裁判区も行った。^⑧

ヴェルシュ地域は、請願提出の際にも、議席と投票権を要求しつづける。まず、都市ロヴェレートは、大・小の委員会と税務協議会における議席と投票権を要求した。^⑨また、六つの都市と裁判区が、登録簿への正式な登録を求めている。^⑩

以上のようなヴェルシュ地域の要求に対し、他地域の代表者のほとんどが猛反発した。その際に先頭に立ったのが、トリエント司教とボーツェン派と呼ばれるグループである。このボーツェン派は、有力貴族や中部地域の中心都市であるボーツェンの商人から構成される。その中心人物としては、貴族のヴォルケンシュタイン、ウンターリッヒター、そしてボーツェンの銀行家ゲンマー等があげられる。^⑪

まず、トリエント司教は、都市と裁判区ロヴェレートが登録簿に記載されていたことに対して抗議した。「ロヴェレートはトリエント司教の封土であるから、ロヴェレート住民はトリエント司教大使を通じて代表されるべき」と言うのである。これに対して都市と裁判区ロヴェレートは、自分達は、既に一六四〇年に登録されていると反論している。^⑫

また、ポーツェン派の中心人物ヴォルケンシュタインは、君主によって招集されたからといって、ヴェルシュ地域に議席と投票権を与える必要はないと主張した。君主は、請願を提出させるためだけにヴェルシュ地域を召集したのであり、議席と投票権を与えるつもりではなかったと言うのである。^⑬七月二十六日にこれまでの議論を記録した議事録が読みあげられたときには、ヴェルシュ地域の登録問題に関するくだりを削除することが、「出席者の大部分」によって要求された。^⑭

ヴェルシュ地域の議席と投票権をめぐる以上のような対立は、登録簿委員会にその決着が委ねられた。しかし、登録簿委員会には、ポーツェン派の指導者であるヴォルケンシュタインや、ヴェルシュ地域の代表を登録することに反対していたタンネンベルクなどの人物が任命された。これに対し、ヴェルシュ地域の代表は含まれていない。^⑮この結果、登録簿委員会は、ヴェルシュ地域にとって不利な決定を下す。

まず、小委員会や税務協議会における議席と投票権に関しては、都市ロヴェレートと都市アルコに対して、出席して意見を述べることを許可したものの、投票権は与えなかった。その理由としては、ヴェルシュ地域に議席と投票権を与えれば、小委員会などの規模が大きくなりすぎ、制度の破壊と過度の混乱を引き起こすであろうということをあげる。次に、領邦議会については、都市と伯領アルコに一票、登録されていないヴェルシュ地域の裁判区に対しても合同で一票を与えるという妥協案を出した。ヴェルシュ地域の代表権を制限する根拠としては、ヴェルシュ地域は、ティロール君主によって併合されたのであるから、保護を求める権利は持っているが、真のティロールに属すべき権利までは主張できないということあげる。さらに、ヴェルシュ地域に他の地域と同様の権利を与えれば、他地域の政治的権利が削減されてしまうと述べる。そして、登録簿委員会の決定にヴェルシュ地域が不服であれば、ティロールから分離してもかまわないとまで

言うのである。^⑮

この決定でもわかるように、一七九〇年議会では、ヴェルシュ地域を排除しようとする傾向が見られた。議会以降も、ヴェルシュ地域が議席と投票権を要求し、レオポルトがこれを支持したのに対し、他の地域は反対の姿勢を崩さなかった。^⑯だがここでは、「民族」の違いをとりあげる言説はあらわれていない。ヴェルシュ地域を排除する根拠とされたのは、手続き上の問題や、伝統、制度だったのである。それでは、こうした対立の背景には何があったのであろうか。

北部地域より南、すなわち、中部地域とトリエント司教領、そしてヴェルシュ地域においては、ワイン生産が重要な産業の一つとなっていた。しかし、ヴェルシュ地域産ワインは、ヴェルシュ地域がティロールへと編入される以前から存在した禁令や高関税によって、ティロール市場から排除されていた。一方、トリエント司教は、領内のワインをティロールへと輸出する特権を保有していた。^⑰ところが、テレージア・ヨーゼフ期に入ると、ヴェルシュ地域産のワインに課されていた禁令や関税が廃止される。^⑱これによって打撃を受けた中部地域とトリエント司教は、一七九〇年議会で、ヴェルシュ地域産ワインの排除を強く主張する。

中部地域では、中心城市であるボーツェンの他、三つの裁判区が、ヴェルシュ地域産のワインがティロールの他の地域に持ち込まれることを再び禁止するよう訴えた。^⑲また、トリエント司教大使は、「外国のビールと同様、ヴェルシュ地域のワインの流入は許されてはならない」と主張する。都市トリエントも、同様の要求を述べていた。^⑳

これに対し、都市ロヴェレートは、中部地域のワイン特権は一四四〇年に始まったものであるが、このときヴェルシュ地域はまだティロールに編入されていなかったと指摘する。そして、もはやヴェルシュ地域は外国ではないのだから、ヴェルシュ地域のワインも外国産ではないと訴えた。^㉑ヴェルシュ地域では、他にも、都市と伯領アルコやその他の二つの裁判区が同様の主張を行っている。^㉒

以上のように、一七九〇年議会では、中部地域とトリエント司教が、ワイン利害をめぐってヴェルシュ地域と対立した。

ポーツェン派やトリエント司教が、ヴェルシュ地域の議席と投票権を制限しようとしたのは、「民族」対立によるものではなく、ワイン利害に代表されるような具体的な利害に基づくものであったのであろう。そもそも、トリエント司教の領土は、ヴェルシュ地域と同じくイタリア語系住民地域であり、「民族」対立という図式は成立しない。したがって、利害が対立しない分野においては、ヴェルシュ地域の要求が受け入れられる場合もあった。その一つが、ヨーゼフ二世が出した新相続令についての問題である。

ヴェルシュ地域は、言語上の共通性のために、ハプスブルク領外の男性と結婚する女性の割合が他の地域よりも大きかった。ただし、領外へと嫁いでいく女性は、財産の分散化を避けるために、相続権を放棄するのが普通であった。だが、ヨーゼフの出した相続令により、身分や性別に関わりなく同一の法定相続制度が導入され、女子の相続権も認められる。これによって財産がハプスブルク領外へと分散してしまうことを危惧したヴェルシュ地域の代表は、議会において、相続令に対する不満を述べる^②。

例えば、裁判区プリメルとノイシュパヴァーが合同で行った請願には、家産の維持のために女子相続権を認めないようにとの要求が見られる^③。また、都市ロヴェレートも、女子に相続権を与えることはヴェルシュ地域に不利益をもたらすと主張した^④。

一方、言語が異なるためにハプスブルク領外との通婚が少なかった他の地域では、新しい相続令はそれほど問題とならない。ただし、新相続令に反対することが、他の地域の利害に反するものではなかったことも事実である^⑤。したがって、司法分野についての請願をとりまとめる実務委員会のメンバーとして、都市ロヴェレートの代表が加えられる。そして、この委員会は、新相続令への反対をティロール全体の請願として君主に提出することを決定した^⑥。

ワイン問題と女子相続権問題に関する議論から、ヴェルシュ地域と他の地域が、具体的な利害関心に基づいて行動していることが明らかとなった。よって、ヴェルシュ地域と他の地域との関係を、単純な対立関係と捉えることは出来ない。

このことは、既に登録されているヴェルシュ地域の裁判区のうち、ボーツェン派の請願を支持した裁判区が二つあることから裏付けられる。^⑧これらの裁判区が、どのような点でボーツェン派に同調したのかは不明であるが、ヴェルシュ地域と他の地域が単純な対立関係にはなかったこと、そして、「民族」の違いが重要とはなっていないことは明らかであろう。

以上で見てきたように、ヴェルシュ地域と他の地域との対立を、「民族」対立と捉えることは妥当ではない。両者の関係は、具体的な利害関係に規定されていた。また、ヴェルシュ地域をめぐる問題は、「ティロールのラントシャフト」の問題として取り扱われている。

第一章で見たように、「ティロールのラントシャフト」の内部には、様々な矛盾や対立が存在した。しかし、ヴェルシュ地域の存在感が増大することに対し、他の地域は、自らの特権や発言権が失われることを恐れた。したがって、ヴェルシュ地域のラントシャフトへの参加を、「国法」に基づく従来の国制に対する侵害とみなす点で、ティロールの大部分と両司教が結末した。この結末は、ヴェルシュ地域を排除した形でのティロール地域主義の出現を予期させる。次章では、この点をさらに詳しく検討するために、議会主流派の主張を見ていくことにしよう。

- | | |
|--|---|
| ① ただし、ヴェルシュ地域の貴族は、領邦議会での議席と投票権を獲 | ⑥ TL, S. 533. |
| 得 ^⑨ 。Levy, <i>op. cit.</i> , p. 15f, 50f. | ⑦ TL, S. 585, 600f. |
| ② <i>Ibid.</i> , p. 71, 74. | ⑧ Levy, <i>op. cit.</i> , p. 65; Egger, <i>aaO.</i> , S. 129-135. |
| ③ TL, S. 47. | ⑨ TL, S. 28f. |
| ④ TL, S. 28, 30f. | ⑩ TL, S. 34f.; Levy, <i>op. cit.</i> , p. 87. |
| ⑤ Levy, <i>op. cit.</i> , pp. 50-52. | ⑪ TL, S. 38f. |
| ⑥ TL, S. 32f. | ⑫ TL, S. 43f.; Levy, <i>op. cit.</i> , p. 90. |
| ⑦ TL, S. 29. | ⑬ TL, S. 672; Levy, <i>op. cit.</i> , pp. 90-92. |
| ⑧ TL, S. 32-34. | ⑭ ヴェルシュ地域の議席と投票権をめぐる議会後の経過については、 |

Levy, *op. cit.*, pp. 101-131.

⑮ *Ibid.*, p. 261, pp. 52-57.

⑯ TL, S. 260f., 320, 409, 523.

⑰ TL, S. 81.

⑱ TL, S. 398.

⑲ TL, S. 532; Levy, *op. cit.*, p. 93.

㉑ TL, S. 557f., 585.

㉒ Levy, *op. cit.*, pp. 60-63.

㉓ TL, S. 583.

㉔ Levy, *op. cit.*, p. 96. ただし、この要求は TL にはあらわれていない。

㉕ *Ibid.*, p. 61f.

㉖ TL, S. 625, 679; Levy, *op. cit.*, p. 97f.

㉗ しかし、そのうちの二つ、裁判区ジュバウアーは、ワイン問題ではボーシェン派と対立する主張を行っていた。TL, S. 556-558.

三 一七九〇年議会における諸身分の主張

(一) 「ティロールの自由・特権・法」とハプスブルク君主

宮廷代理人の報告によれば、議会で多くの支持を集めたのは、ブリクセン司教大使、聖職者身分代表、ウンターリッヒター、ゲンマー、シュタードラー、そして上イン渓谷フィアテル代表の意見であった。①ここではまず、諸身分の請願の代表例として、上イン渓谷フィアテル代表の意見を見てみよう。

上イン渓谷フィアテルの請願は、始めに、「ティロールの特権、自由、法」を以下のように列挙する。

a. 諸身分とラントの承認なしではいかなる税も課されない。

b. 侵略戦争は行わない。

c. 費用自弁による防衛は一ヶ月以内。

(中略)

g. ラントの譲渡の際に存在したラントの制度、ポリツァイ法令、裁判法は、本質的には変更されない。

h. ラント内の重要な官職には、ラント外の官僚を任命できない。

そして、こうした「特権、自由、法」が「マリア・テレーシアの統治以降導入された変更によって著しく弱められた」として、以下の七項目の要求が述べられた。

1. 従来の条約に則った領邦制度の再興と、諸身分活動委員会の復活。
2. 官僚はラント内の人物から選任。
- 将来の条令については、布告前に諸身分に提示されること。
3. ポリツァイ制度の改革。
4. ラントに適した司法制度の導入。
5. ラント内の交易に不利な機関・条令の変更。
6. ラントに新しく導入された義務の免除。
7. 聖界と世俗の教育制度、初等から高等までの学校について。^②

以上の請願では、「ティロールの自由・特権・法」という言葉に象徴される「国法」を根拠に、従来の国制の復活が要求されている。この点は、他の請願にも共通している。

例えば、ブリクセン司教大使は、徴兵制度が、「一五二一年の連盟協約とその中で定められた援軍協定に違反」していることを指摘し、「徴兵官がその協約に反してブリクセン司教の領内へと侵入している」ことを非難する。そして、「一五二一年の連盟協約を新たに確認し、維持すべき」と結論付けた。また、ラントシャフトの制度については、ヨーゼフが諸身分活動委員会の権限をグーベルニウムに移管したことが「ラントにとって有害」であるとし、「旧来のラントシャフトの制度を復活」させることを要求した。^③

多くの諸身分が「国法」を根拠に従来の国制の復活を要求したことは、国制についての請願をとりまとめる実務委員会

の報告にも反映された。この報告によれば、「委員会は、将来の諸身分の国制の基本が一五二一年のラント小書であるべきとの点で一致し」、そのうえで、「一年に一回以上ラントシャフトの事柄のために集まるべきこと」などの原則が提示された。そして、「以上の原則に従って税務協議会を維持し、君主から毎年課されている要請金を廃止」すること、「君主の要請について審議するために五年ごとに領邦議會を開催すること」が求められた。さらに、ここでは、「二つの司教領と参事会との同盟関係強化を試みることも原則とされている」^④。既に述べたように、両司教は、「ティロールのラントシヤフト」において特別な地位にあることを主張してきた。しかし、両司教は、旧来の制度の復活を求める点では、他のティロール諸身分と共同する。同盟関係強化が原則とされたことは、こうした事情を反映してのものである。

諸身分の主張の重なり合いは、他の点からも裏付けられる。請願の際には、既に提出された意見を引用したり、これに同意を表明したりするケースが頻繁にあった。これらのケースを、身分別に見てみよう。^⑤

まず、農民身分と都市民身分についてであるが、他の請願を引き合いに出した四五の裁判区のうち、聖職者身分からの請願には一〇、貴族身分には二〇、都市共同体には二一の裁判区が賛意を表明した。また、他の請願をとりあげた都市共同体は九つあるが、このうち、聖職者身分からの請願に賛同した都市共同体の数は四つであり、貴族身分には六つ、裁判区には三つとなっている。

貴族身分の請願については、数字をあげることはしない。一人で何通もの委任状をもつ貴族がおり、さらに、すべての貴族の請願が史料にあらわれているとは言い切れないからである。しかし、他の身分の請願に同調する例が少なくなかったことは、都市民や農民と同様である。

聖職者身分からの請願の数は一六であるが、このうちで、他の請願を支持したものは六つしかない。ただし、これを見ると、同じ聖職者身分からの請願を支持する傾向が強いものの、他の身分からの意見に賛意を表明する請願も三つあったことがわかる。

以上のように、ティロール諸身分の多くは、従来の国制の復活を主張して共同する。ただし、その主張の根拠となっていた「国法」は、君主と諸身分との契約によって成立したものであるため、君主によって確認されることが必要であった。したがって、「国法」がクローズアップされると、ハプスブルク君主の存在感も増大する。

ハプスブルク君主と「国法」との関係を検討する重要な材料となるのは、世襲忠誠誓約である。世襲忠誠誓約の履行は、一七二〇年の領邦議会においても要求されていたが、これが久々に行われたのが、一七九〇年議会のことであった。請願提出に先立って挙行された式典には、レオポルトの代理として妹のエリザベートが出席し、領邦の自由・特権・法の確認を行った。これに対し、ティロール諸身分も、君主への忠誠を誓う。レオポルトが世襲忠誠誓約を実行したことは、ティロール諸身分の君主への感情を好転させた。

宮廷代理人によってヴィーンへ派遣された密使が行った謁見報告には、次のようなくだりがある。

国王^⑨… ティロールの様子はどうか。

使者… 世襲忠誠誓約が行われた後は、非常に良好です。

国王… それはよかった。

使者… 陛下が我々に、その自由・特権・慣習を寛大にも確認して下さるうとしていることを、高貴なる代理人（エリザベート）の口から聞いて、我々ティロール人がいかに変化したことでしょう^⑩。

次に、議会で新しくランデスハウプトマンに選出された、ロドロンの発言を見てみよう。

ロドロンは、冒頭で以下のように表明する。「我々の愛する新しい支配者のためだけでなく、我々の Vaterland の福祉と最善のためにも我々が招集された現在ほど、この議会が、真の Patriot の真心にとって、祝うべきであり、重要な意味を持ち、同時に喜ばしいことがありえようか」。さらに、ティロールに課された相続税や印紙税などの負担を非難するなかで、「これらの負担をとおして、我々の貧しい Vaterland は、まったくなじみのない Fremd 新しい話を耳にしており、

それはまた、我々の Vaterland の心を完全に引き裂くに違いない」と述べた。また、ランデスハウプトマン職とグーベルニウム長官職の統合を非難するくだりでは、「我々の Nation の長は、どこにいるのか」と嘆く。そして、ティロールの自立性を、次のような強い調子で主張した。「君主国は常に同じ基盤に立つべきであると、我々はいつも言われている。ボヘミアやモラヴィアや他の国々 Staaten で起こったことが、ティロール人になんの関係があるのか。ティロール人は、固有の君主、固有の法、固有の制度、固有のラントを持っており、その君主が、他の諸国家をも支配しているのは単なる偶然である」^⑩。

以上の発言は、伝統的な国法に依拠した領邦の権威・自立性を擁護する点で、まさに典型的な「愛邦主義」の表明であると言えよう。さらに、ここでは Vaterland、Patriot、Nation といった用語が用いられていることにも注目したい。

普通、Vaterland は「祖国」、Patriot は「愛国者」と訳される。ただし、ロドロンの発言においては、Vaterland は、その本来の意味のとおり「父なる領邦」、つまりティロールを指すものとして用いられ、その「父なる領邦」を愛するものが Patriot なのであった。また、Nation という用語は、一八世紀のハプスブルク帝国においては、「出身地が同じ人々の集団」という意味で使われており、各領邦ごとに Nation が存在した^⑪。こうした使用法は、ロドロンの発言においても見出される。ティロールのランデスハウプトマンを「我々の Nation の長」と呼んでいることから明らかなように、Nation とは、ティロールの諸身分を指すものであった。したがって、この Nation 概念は、ハプスブルク帝国の住民全体を包含するものではないし、「ドイツ」という枠組みとも結び付いてはいない。

以上のように、Vaterland、Patriot、Nation といった用語の使用は、ハプスブルク帝国の他の領邦とのつながりを否定し、ティロールの自立性を強調するものであった。しかし、これは、ハプスブルク君主とのつながりを否定するものではなかった。ロドロンは、レオポルトが領邦議會を召集したことを以下のように評価する。

あの悲惨な時代、あの苦悩と圧制の日々は過ぎ去った。我々の君主が、我々の言うことを聞き届け、その即位にあたって、我々

を招集して下さったのである。……この寛大な君主が、単にふさぐだけでなく、完全に癒されねばならない痛手を癒しに来て下さったのだ。^⑬

ここでは、マリア・テレージアとヨーゼフの統治が圧制として捉えられる一方、その圧制から解き放ってくれた存在としてレオポルトが称えられている。つまり、ティロールの「国法」を守る存在であることが、ハプスブルク君主に期待されていたのである。したがって、その「国法」を守る君主に対しては、忠誠であることが強調された。ロドロンは、以下のような発言でその請願を締めくくる。

領邦のすばらしい父とVaterlandのために血を流すことを、我々の中で誰が拒むであろうか。我々が、忠実で申し分のない臣民であるために、すべての力を傾けることは疑いない。我々の感謝に終わりはなく、我々の精励には限りがない。神よ、陛下に祝福をお与え下さい。^⑭

ここでは、Vaterlandへの愛と、君主への忠誠が、結び付けられている。この結果、「Vaterlandを愛し、君主への忠誠を誓うティロール人」という自己定義が出現する。

例えば、「NationのPatriotでなくてはならない」と強調したシェンクという貴族は、「私は、Patriotとして発言したことに満足し、従順かつ忠実な臣下として、君主に負っている義務にそむかないことを請合う」と述べていた。^⑮

また、以下は、宮廷代理人のエンツェンベルクによる閉会の辞の一節である。

臣民としての義務とVaterlandへの義務とを喜んで結びつける術を知っているNationに属していることが、いかに私の自尊心をくすぐることであろうか。……感謝のしるしとして私が以下のように保証するのを受け取って欲しい。それは、私が常にティロール人であるということ、つまり領邦君主への忠誠と服従を神聖なものとし、Vaterlandの福祉とその住民の福祉を結びつけるような人物になると請合うということである。^⑯

エンツェンベルクは、ティロール出身であり、ティロール諸身分からの支持も篤かった人物であるが、あくまでも君主

の代理人である。しかし、「国法」を確認したレオポルトを賞賛する諸身分にとつては、「君主に忠実なティロール人」像を強調したエンツェンベルクの発言も、受けいれやすいものであったと言えよう。

(二) 「カトリックのティロール」

一七九〇年議会における多数派の主張の中では、ハプスブルク帝国の中央集権化と、これを推進する国家官僚機構が、ティロールにはそぐわないものとして退けられた。しかし、これ以外にも、ティロールにとつて異質なものとして排除されたものがある。それは、特にヨーゼフ二世によって推進された、宗教・教育への国家介入政策であった。

ブリクセン司教大使による請願は、以下の発言で始められる。「カトリック信仰は、エールナーとツイラー溪谷のごくわずかな部分をのぞくティロール全体を支配している。これを保持することが君主の義務であり、司教が関心を抱くところのものである。しかし、最近、その宗教の構造が崩壊の危機にある」。続いて、カトリック信仰を破壊するものとして、寛容令、検閲の緩和、教育内容の国家統制が檣柱にあげられる。特に、カトリック以外の宗派の信徒にも私的な礼拝を容認し、カトリック信徒と同様の市民的権利を与えた寛容令^⑦は、「宗教の統一に反し」、「カトリックのティロールにとつて」非常に有害であるとされた。そして、「信仰における統一の維持のため」として、売却された教会財産を返還すること、宗教・教育についての統制権を司教に委任することなどが要求された。^⑧

以上のような要求は、トリエント司教や聖職者身分代表の請願にも見られる。^⑨そして、前節で触れたように、他の身分の請願においても、ブリクセン司教をはじめとする聖職者の主張に賛同する例が少なくない。その背景として考えられるのは、ヴェルシュ地域に対抗することと、従来の国制の復活を求めることで成立した、両司教とティロール諸身分との協力関係である。特に、議会の主導権を握り、反ヴェルシュという点でトリエント司教と利害を共にしていたボーツェン派は、司教権力との結束を重視する。両司教領との「同盟関係強化」を決定した国制に関する実務委員会には、メンバーと

して、ボーツェン派の中心人物であるゲンマーやウンターリッヒターが加わっている。また、後で述べるように、ウンターリッヒターの主張は、教権の回復を求める聖職者たちの要求に沿うものであった。

さらにここでは、ブリクセン司教の請願において、「ティロール・カトリック」との定式化がなされていることにも注目したい。こうした言説は、聖職者以外にも見ることができると。上イン渓谷フィアテル代表の請願では、以下のような一説がある。

既に陛下の決定により、教会に関する事項と公のミサの監督や規制は、司教殿下の事務局へと移されるべきとされた。よって、寛容令が今後も維持されるとしても、支配的な宗教（カトリック）が他の寛容された信仰よりも少なくとも悪くは取り扱われないことを、確信をもって期待できる。^①

カトリックをティロールの支配的宗教とする以上のような言説は、議会で頻繁に用いられ、諸身分の多くに共有されることとなる。この過程では、フリーメイソンへの敵意や、国家によって新たに導入された教育についての違和感が重要な役割を果たした。

当時のティロールにおいても、フリーメイソンは都市を中心にかなりの拡大をみせていた。^② 議会参加者の中にも、フリーメイソン会員が存在する。例えば、ボーツェン派のゲンマー、都市ボーツェンの代表の一人であったゴルデック、そして、本稿で主に用いた史料の記録者であるサルダグナ等は、フリーメイソン会員であった。^③ しかし、一七九〇年議会においては、フリーメイソンを非難する言説が大勢となった。その代表的なものは、トリエント参事会代表による次の発言である。

フリーメイソンとは何か。……その多くのセクトは、大まかに言えば、快楽主義者と狂信者の二つに区分される。……この両者は、国家 *Staat* の最も強固で主要な基盤、すなわち宗教を掘り崩すものである。^④

ここで用いられている「国家 *Staat*」とは、既に引用したロドロン発言の中で、ボヘミアやモラヴィアなどの領邦が

「他の国々 Staaten」とやれていることから、ティロールを指していると思われる。^{②⑤} よって、トリエント参事会代表の発言においては、宗教がティロールの基盤であるとされ、これを掘り崩すものとしてフリーメイソンが非難されていると考えられる。

フリーメイソンに対する反感が議会を支配していたこと、そして、それが宗教と結びついていたことは、教権の制限を訴えるとともに、フリーメイソンを擁護したゴルデックの発言に対する強烈な反発に見ることができると述べている。

例えば、ブリクセン司教大使は、ゴルデックの発言を非難し、「議事録の」文面から侮辱的な箇所を削除するよう要求した。^{②⑥} また、裁判区パッサイアー代表は、農民身分を代表して、「ゴルデックが、あつかましくもない、fremd（外国人）のききかたをしたのを聞かされたことは、農民身分全体にとって不愉快であった」と述べた。^{②⑦} しかも、フリーメイソン会員であったグンマーでさえも、ヴィーセネックという貴族の代理として請願を行った際には、裁判区パッサイアー代表の発言に同調する。^{②⑧} これは、ゴルデック発言に対する反発が議会を支配していたことと、ボーツェン派と司教権力との協力関係を示唆するものと言えよう。

次に、教育についてであるが、マリア・テレージア時代以降、ティロールでも初等教育制度が整備され、その義務制化も進展する。この結果、一七八〇年頃には、学齢期に達した児童の約半数が初等学校に通うようになった。また、教育内容の国家統制も進む。各クライスに学校監督官が置かれ、これが、管轄下にある学校の教師・教育内容などを監督した。そして、自然学 Naturlerne などの新しい学問が導入され、宗教の授業においては、プロテスタント系の著者の書物まで用いられた。^{②⑨} 以上のような教育政策については、新しく導入された学問に対し、特に批判が集中する。

ボーツェンの修道院長であるザルンタインは、「今日の学校教育は、まったく不信心で、プロテスタント的」であるとする。また、「若者が形而上学によって、懷疑論者へと育て上げられたら、そのモラルはどうなるのか。若者は、ここで、どのように原理を真実のものとして受けいれることができるのか」と述べる。^{③①}

ポーツェン派の一人であるウンターリッヒターも、ヨーゼフによって導入された「新しい教科」は、「生徒にとって理解不能」であり、「自然学 *Naturlerne* というおかしな教えが教えられたり、カトリックの宗教が哲学的に扱われることで、人々は自然主義 *Naturalismo* に接近してしまう」と主張した^②。

以上の発言においては、新しく導入された学問が、「形而上学」、「懷疑論」、「自然学」といったものと結び付けられて非難されている。これは明らかに、「啓蒙主義」的な考え方に対する反発として理解されよう。しかし、「啓蒙主義」は、単にカトリックの教義や原則に反するものとして非難されたわけではなかった。

ウンターリッヒターは、枢機卿ミガッツイの代理人として発言した際に、以下のように述べる。

偽の使徒が……少し前から、ティロールにも広がってきている。これらの使徒の下で、フランスの下らぬ古本から寄せ集めてつくられた教えを、生徒や弟子に伝える教師が見られるようになった^③。

また、上イン溪谷フィアテルの請願においては、「新しい教科の個々の部分を検討してみると、多くのものが適用不可能かつ不必要で、特に推奨された自然学はいかがわしい^④」とされている。

このように、「啓蒙主義」的なものは、ティロールの外部から入ってきた、異質なものとして位置づけられた。ただし、ここで言う「外部」とは、フランスの啓蒙主義だけを意識したものではない。

ウンターリッヒターは、「新しい教科」の教えに従えば、「すべてが領邦君主に従属し、臣民には服従しか残されなくなる」と主張する。そして、「これらの教科は有害であり、なじみのない *friend* ものを導入するのではなく、これを排除すべき」だとする^⑤。

また、ウンターリッヒターの意見に同調したミュールシュテッターという司祭は、「誤った教え *Irrlehre*」を、「有害かつ、大半は外国 *Ausland* から密輸入されたもの」だと位置づける。そして、「啓蒙」には、「カオス」以上のものは期待できないとした。ただし彼は、「啓蒙」をヨーゼフの宗教・教会政策と結びつけ、「啓蒙ではなく、空腹を満たすためのパ

ンが望まれるときに、聖職者が民衆を啓蒙するよう命じられた」ことを非難している。^⑧

一七九〇年議會においては、テレージア・ヨーゼフ改革に対する反発が、ヴェルシュ地域をのぞくティロールと両司教を結束させ、「愛邦主義」の形成を促す契機となった。その際、「カトリックのティロール」という言説が用いられることで、カトリック信仰が、ティロールの独自性の核とされる。したがって、一八世紀末にドイツ語系住民の地域的アイデンティティが成長したとするコールの見解は、基本的には受けいられる。ただし、この「愛邦主義」の根拠はあくまでも「国法」であり、ハプスブルク帝国や「ドイツ」とのつながりは意識されていない。一方、ハプスブルク君主への忠誠は強調されるが、これは、「国法」を保証する存在であることを、君主に期待してのものであった。そのため、領邦議會を召集し、世襲忠誠誓約でティロールの「国法」を確認したレオポルトとティロール諸身分の間では、妥協が成立した。

- ① Egger, *aaO.*, S. 139.
- ② TL, S. 322-357.
- ③ TL, S. 101-105.
- ④ TL, S. 636-643.
- ⑤ 請願の支持状況に関する以下の記述については、TL, S. 83-601を参照。
- ⑥ Egger, *aaO.*, S. 134f.
- ⑦ Turba, G. (Hg.), *Die pragmatische Sanktion*, Wien, 1913, S. 122-124.
- ⑧ TL, S. 48-62.
- ⑨ この「国王」とは、レオポルト二世を指す。レオポルトが「皇帝」となるのは、一七九〇年九月三〇日に「神聖ローマ皇帝」に選出された以降である。Journal, S. 3.
- ⑩ TL, S. 611f.
- ⑪ FB1239/II, Fol. 154-160.
- ⑫ Klingenstein, G., "Was bedeuten „Österreich“ und „österreichisch“ im 18. Jahrhundert? Eine begriffsgeschichtliche Studie", in: Platoschka, R. G., Stourzh, G. und Niederle, J.P. (Hg.), *Was heißt Österreich? Inhalt und Umfang des Österreichbegriffs vom 10. Jahrhundert bis heute*, Wien, 1995, S. 165f. 以下「オットー・タン」は「近世ヨーロッパの領邦国家で『Nation』が『国家』およびその主権の社会的担い手を意味する」と述べている。ティロールにおけるNation概念にも、こういった要素を見ることが出来る。オットー・タン（末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳）『ドイツ国民とナショナリズム』名古屋大学出版会、二〇〇〇年、一九―三頁。
- ⑬ FB 1239/II, Fol. 162.

- ③④ FB 1239/II, Fol. 163.
 ③⑤ TL, S. 573, 578.
 ③⑥ TL, S. 728f.
 ③⑦ 愛読書に「ツバザ」ズルにやの全文が記載されていゝ。Maab, F.,
Der Josephinismus, Quellen zu seiner Geschichte in Österreich 1760-1790,
 Bd. 2, Wien, 1953, S. 278f.
 ③⑧ TL, S. 84-100.
 ③⑨ TL, S. 77-83, 107-120.
 ③⑩ TL, S. 626.
 ③⑪ TL, S. 357.
 ③⑫ Reinalter, H., "Freinauer in Tirol", *Das Fenster. Tiroler Kultur-
 zeitschrift* 12, 1973.
 ③⑬ Levy, *op. cit.*, p. 159, 165.
 ③⑭ Reinalter, *Aufklärung*, S. 314f.
 ③⑮ 当時のハプスブルク帝国における「Staat」の語義については以下も
 参照: Klingenstein, a.a.O.
 ③⑯ *Journal*, S. 71-79.
 ③⑰ TL, S. 538-540.
 ③⑱ TL, S. 515f.
 ③⑲ TL, S. 553.
 ③⑳ Riedmann, a.a.O., S. 147; Reinalter, *Aufklärung*, S. 92f.
 ㉑ TL, S. 387f.
 ㉒ *Journal*, S. 51f.
 ㉓ TL, S. 455.
 ㉔ TL, S. 344.
 ㉕ *Journal*, S. 51.
 ㉖ TL, S. 473-484; *Journal*, S. 66-69.

おわりに

「ティロール神話」において、ティロールは、ハプスブルク帝国とカトリックに忠実な地域として語られてきた。また、その「ドイツ」的性格も強調される。しかし、一七九〇年議會に注目することで、このような「神話」とは違った「愛邦主義」の形成・展開が明らかとなった。

一八世紀に進展した国家統合によって、ティロールは自立性を失い、ハプスブルク帝国の一地域として位置付けられようとする。これに抵抗するティロール諸身分は、「国法」の確認を要求し、共同体原理への志向を強める。一七二〇年議會では、世襲忠誠誓約の履行が求められ、一七六二年のメラーンの騒乱では、住民代表が君主との直接交渉を要求した。

しかし、「愛邦主義」が形成され、それが住民全体に共有されるには、明確な「他者」が設定されること、そして、領邦の自立性・独自性を強調する言説が共有される場が必要であった。

一七九〇年議会においては、「ティロールのラントシヤフト」に対する意識が高まり、その中身や枠組みについての議論が行われた。そこでは、様々な矛盾や対立があらわれたが、既得権益を脅かす改革に反対する点では、大多数のティロール諸身分と両司教は一致できたし、そのことによって一体感が醸成される。この一体感は、「ティロールのラントシヤフト」からヴェルシュ地域を排除する中で、さらに強められた。ただし、ヴェルシュ地域を排除する背景にあったのは、「民族」ではなく、ワイン利害に代表される具体的な利害の対立であった。

「民族」が問題とされないのであれば、ティロール「愛邦主義」の核となったのは何だったのか。それが、「ティロールの自由・特権・法」という言葉に代表されるティロールの「国法」的地位である。この「国法」的地位が強調される中で、ティロールの自立性・独自性に対する意識が高まった。Vaterland' Patriot' Nationといった用語の使用は、そのあらわれである。ここでは、「ドイツ」やハプスブルク帝国という枠組みとのつながりは意識されていない。その一方で、ハプスブルク君主とのつながりは、これまで以上に求められた。ティロール諸身分は、「国法」を保証してくれることを君主に期待し、それを実現した君主には、進んで忠誠を表明したのである。この結果、君主とティロール諸身分の間で妥協が成立し、「君主に忠実なティロール人」という自己定義まで出現する。また、「カトリックのティロール」というイメージは、宗教・教育への国家介入や「啓蒙主義」（これを体現するのが、フリーメイソンや新しく導入された教科）に対する違和感を背景とし、これをティロールにはそぐわないものとする言説が用いられる中で形成されている。

以上の結論は、ティロールという一領邦を対象としている限界があるため、当然、他の領邦との比較も必要であろう。しかし、「民族」を所与のものとして捉えたり、対象とする地域の特殊性を過度に強調したりすることで、研究にゆがみが生じてきたことも事実である。ティロールの場合、その弊害は「ティロール神話」という形となってあらわれている。

そこでここでは、ハプスブルク帝国の国家統合において、「国法」を論拠とした各領邦の自立性の主張が常に問題となっていたことを強調しておきたい。一八〇四年一〇月の勅令で、当時のハプスブルク君主フランツ二世は、以下のように宣言する。

独立した諸王国と諸国家 *Staaten* を不可分のものとして所有している余とその子孫は、オーストリア世襲皇帝という称号と位を帯びることとするが、余のすべての王国、侯国、地方においては、従来の名称、制度、特権、関係が今後とも変わることなく維持されねばならない。^①

「オーストリア皇帝」という称号を名乗るこの宣言により、ハプスブルク帝国は「オーストリア帝国」という一つの国家となったと指摘される。^② だが、この勅令においては、「オーストリア帝国」という表現はまったくあらわれない。しかも、「従来の名称、制度、特権、関係」の維持をうたっているように、各領邦の「国法」的地位を再確認している。^③ つまり、一九世紀のハプスブルク帝国は、「愛邦主義」を取り込む形で再出発を図ったのである。ただし、一九世紀には、この「愛邦主義」に「民族」という新たな要素がからんでくる。これは、対仏戦争中に、ハプスブルク領から切り離されたティロールでも同様であろう。対仏戦争の経験によって、「愛邦主義」はさらなる展開をみせ、「ドイツ」との文化的一体感や、「ハプスブルク帝国の中のティロール」という認識なども出現すると考えられるが、この点についての検討は今後の課題としたい。

① Hofmann, H. (Hg.), *Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation: 1495-1815*, Darmstadt, 1976, S. 366.

② 稲野、前掲論文、一七五頁。

③ Hofmann(Hg.), a.a.O., S. 366f. なおこの勅令が、「オーストリア帝国」の成立を宣言したものであることを指摘したものとしては以下を参照。Klingenstein, a.a.O., S. 204-220.

„Landespatriotismus“ in der Habsburgermonarchie des 18. Jahrhunderts:
Am Beispiel des offenen Landtags in Tirol 1790

von

SAKUMA Daisuke

In der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts versuchte die Habsburgermonarchie, ihre Länder zu einem einheitlichen Staat (Gesamtstaat) zu verschmelzen. Auf der anderen Seite bildete sich in den einzelnen Ländern mehr und mehr ein „Patriotismus“ heraus, der auf einem Land basierte.

Im vorliegenden Aufsatz sollen die Entstehung und Entwicklung jenes „Patriotismus,“ über die es in Japan sehr wenige Arbeiten gibt, untersucht werden. Dabei wird der Schwerpunkt der Untersuchung auf die Grafschaft Tirol gelegt, deren Bevölkerung zu jener Zeit aus der deutschsprachigen Majorität und der italienischsprachigen Minorität bestand.

Die Reformen Maria Theresias und Josephs II. zielten vor allem darauf ab, die landständische Verfassung aufzuheben und damit den Einfluß der intermediären Gewalten zu beseitigen. Das bedeutete für die tirolischen Landstände einen völligen Wandel der Stellung ihres eigenen Landes, das heißt, Tirol war kein selbständiges Land mehr, sondern nun nur eine Provinz in einem einheitlichen, zentralistischen Gesamtstaat. Deshalb stießen diese Neuerungen auf erbitterten Widerstand der Landstände. Um diese zu sedieren, sah sich Leopold II., Josephs Nachfolger, beim Regierungsantritt 1790 gezwungen, einen offenen Landtag einzuberufen.

Dieser Landtag, an dem mehr als 500 Abgeordnete aus dem ganzen Land teilnahmen, informiert uns weitreichend über die Forderungen, die Mentalitäten und das Bewußtsein der Landstände in diesem Zeitalter. Der größte Teil der Landtagsteilnehmer hielt in der Forderung zusammen, die Wiederherstellung der alten Landesverfassung anzustreben. Diese Solidarität verstärkte sich durch den Interessengegensatz zu den Welschen Konfinen, deren Bevölkerung überwiegend italienischsprachig war. Außerdem pochte die mit der Schul- und Religionspolitik Josephs unzufriedene Geistlichkeit auf die Erhaltung der katholischen Religion. Sie suggerierte, diese liege der tirolischen Identität zugrunde, womit sie nur allzu deutlich ein Argument lancierte, das zur Werbung um die Unterstützung der anderen Stände tauglich erschien. Deswegen kann man feststellen, daß in diesem

Landtag Tiroler „Patriotismus“ aus diesem Solidaritätsgefühl der Landstände, das durch die ihnen als „fremd“ empfundenen, neuartigen Elemente, d.h. das zentralstaatliche Behördenwesen, die Welschen Konfinen und die Staatseingriffe in Angelegenheiten wie Unterricht und Kultus verstärkt wurde, entstand.

Der aus den unifizierenden Tendenzen unter Maria Theresia und Joseph erwachsene „Patriotismus“ bezog sich hingegen nicht auf die „Nation“, sondern hauptsächlich auf das „Staatsrecht“, also das Ganze der Verträge zwischen dem Landesfürsten und den Landständen. Es war schließlich immer auch das „Staatsrecht“, das die Landtagsteilnehmer zur Begründung ihrer Beschwerden heranzogen. Das Verhältnis zwischen den Welschen Konfinen und den anderen Teilen Tirols wurde durch die konkreten Interessengegensätze, wie z.B. den Streit um das Weingewerbe, bestimmt. Um die Welschen Konfinen von der tirolischen Landschaft auszuschließen, berief man sich dabei auch nicht auf den Begriff „Nation“, sondern immer auf das opportunere „Staatsrecht“ als Legitimationsgrundlage. Auf dem offenen Landtag verstand man unter dem Begriff „Nation“ hingegen im Kern nichts anderes als die „tirolischen Landstände“. Dabei ist hervorzuheben, daß von ihrem Zugehörigkeitsgefühl zur Habsburgermonarchie und von ihrem Zusammengehörigkeitsgefühl als „Deutsche“ noch keine Rede war. Trotzdem wurde der Fürst als Person, die das „Staatsrecht“ sichert, für die Stände um so wichtiger, darum betonten sie die Treue zu einem solchen Fürsten und entwickelten das Selbstbewußtsein: „Treue Tiroler zu dem Habsburgermonarchen“.

Wie am Beispiel Tirols gezeigt wird, war die Selbständigkeit des Landes, die sich auf „Staatsrecht“ gründete, in der habsburgischen Integrationspolitik immer ein zu berücksichtigender Faktor.

A Reexamination of the History of the Tohoku Region in the Early Heian Period

by

FUCHIHARA Tomoyuki

In order to comprehend the nature of warrior society, and the movement of people and goods in Northern Japan, one must understand the nature of the Chinjufu headquarters of far north, and the Akita castle. From the 1950s through